

第 15 回 燕市まちづくり基本条例市民検討会議 会議録（要旨）

日 時：平成 22 年 9 月 11 日(土) 午前 9 時 30 分～午後 0 時 00 分

場 所：燕市吉田公民館 3 階 講堂

出席者

市民委員：池田委員、市川委員、長田委員、小原委員、加藤委員、川瀬委員、小林(正) 委員、
小林(由) 委員、下村委員、竹井委員、田邊委員、中村委員、早川委員、藤森委員、
本間委員、安田委員、山田委員（計 17 名）

（欠席 7 名 今井委員、宇佐美委員、遠藤委員、小柳委員、斎藤委員、清水委員、
鷺澤委員）

職員委員：石村委員、五十嵐委員、西海知委員、酒井(緑) 委員、酒井(善) 委員、武田委員、
土田委員、富所委員、服部委員、原田委員、細貝委員、松本委員、向井委員

（計 13 名）

（欠席 2 名 岡田委員、広瀬委員）

アドバイザー：新潟大学 馬場 准教授

事務局：企画調整部 南波部長、企画政策課 大越課長、宮路副主幹、田辺副主幹、杉本副参事、
鈴木主任、倉田主事、藤野主事、宮野主事、地域振興課 川上主任（計 10 名）

傍聴者：なし

次 第

1. 開会	1
2. ワークショップ	1
テーマ (仮称)まちづくり基本条例素案の全体像と提言書の確認について	
事務局説明	1
馬場先生の意見	4
グループワーク	5
【1 班の発表】	5
【2 班の発表】	6
【3 班の発表】	6
【4 班の発表】	7
【5 班の発表】	7
3. 意見交換	8
テーマ まちづくり基本条例市民フォーラムについて	
4. その他	9
5. 閉会	10

1 開会

事務局：

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今より、第15回燕市まちづくり基本条例市民検討会議を開会いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

(はじめに、会議資料の次第と資料2-1の差し替えについて説明。)

それでは本日のプログラムについてご説明いたします。本日配布いたしました資料の次第をご覧ください。

今回の会議では、前半部分のワークショップで、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した前文の修正案とこれまでの検討の成果をカタチにした条例の全体像について意見交換を行い、各グループの意見をまとめて発表を行います。

また、会議の後半部分の意見交換では、11月に開催予定の市民フォーラムの事務局案についての説明を行い、皆さんのアイデアを募集します。

なお、本日の会議の閉会は、正午を予定しておりますので、皆さんのご協力をよろしく願いいたします。

早速ですが、これより次第の2番目のワークショップに移らせていただきます。

2 ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例素案の全体像と提言書の確認について

【事務局説明】

それでは、これから「(仮称)まちづくり基本条例素案の全体像と提言書の確認について」をテーマにワークショップを行います。

はじめに、これから皆さんにワークショップで意見交換を行っていただく、前文の修正案等についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

この資料は、前回の会議で各グループから発表していただいた前文のたたき台の修正意見の要点を「前文のキーワード等」という部分に掲載してあります。また、そのキーワードを整理したものが「整理後の表現」という部分です。その表現を加えて修正案を導き出しています。

修正案の作成に当たっては、委員の皆さんの燕市に対する想いを最大限に反映することを基本として修正案を作成しました。

その中で、燕市の名称の由来を前文で表現した方が良いという意見もありましたが、燕の由来については、それだけで文章量が多くなってしまいます。やむを得ず前文からは外させていただきましたが、本日、資料として配布いたしました提言書の前文の解説部分で、補足として市の名称の由来を掲載させていただきました。

この事務局が整理した修正案について、この後のワークショップで、今一度ご意見をいただければと思います。

もう一点ですが、資料の2ページ目に、前回の会議で挙げられた条例の名称についても、すべての意見を掲載してあります。このように、名称については様々な意見がありました。皆さん、それぞれの想いや考え方があると思いますので、どれか一つに絞ることは難しいと考えます。そこで、馬場先生とも協議させていただきましたが、最終的な判断は、市長に任せさせていただきとさせていただきます。つきましては、市民検討会議として提言書に掲載する名称が一番多く意見が挙げられた「燕市まちづくり基本条例」とさせていただきます。

続きまして、前文と一緒に皆さんにワークショップで意見交換を行っていただく、条例の全体像についてご説明いたします。

本支配布いたしました資料 2 - 1 をご覧ください。

この資料は、これまで数多くの検討を重ねた中で、皆さんから挙げられた条例のたたき台についての修正意見等を整理してきたものです。

条例素案の各条文についての検討がひととおり終了したことから、前回の会議でご報告したとおり、現在、市役所の各課で条例素案について行政の視点から確認を行っています。そこで、現在までに各課から挙げられた意見を「修正案又は意見等」という欄に掲載させていただきました。そこで、今回のワークショップでは、こうした各課からの意見をどのように考えるか、皆さんから意見交換を行っていただきたいと思います。

ただし、行政側の意見はこうだから、提言内容も修正してくださいということは決してありません。もし、皆さんが必要と思われるのであれば素案を修正してもいいですし、不要と思われるのであれば、修正しなくても全くかまいません。

まずもって、市役所の各課からどのような項目が挙がってきて、どのように考えるべきなのかをご説明したいと思います。資料の一番上の部分をご覧ください。

【市からの意見 危機管理、外部監査】

意見として「平時の項目の中に住民投票がポツンとある為に違和感を感じる。災害などの危機管理や外部監査の項目を加えていくべきではないでしょうか。」ということが挙げられました。馬場先生とも協議させていただきましたが、この項目をまちづくり基本条例に規定することは可能です。後でご覧になっていただきたいと思いますが、本支配布した資料 4 に掲載したとおり、県内の自治体でも危機管理や外部監査の規定を設けているところもあります。ただ、これは規定しているから良いとか、規定していないから悪いではなく、地域の特性であり、それぞれの地域の市民や行政職員が議論を行った結果規定しているものです。

そこで、危機管理については大変重要ですが、個別の分野は個別条例に委ねることを基本としてこれまで検討をしてきています。そうでないと、これまでも障がい者との共生や男女共同参画や子育て、教育などの分野についての意見がありましたが、何もかも規定しなければならなくなります。そうではなく、それぞれの分野の政策を考えていく際に、市民に参画を求めて、情報を共有しながら、協働で決めていきましょうというまちづくりの基本ルールを定めるものが、今回の条例であると考えられることもできます。

次に、外部監査についてです。監査は、市の監査委員による監査が基本ですが、それを規定せずに外部監査のみを規定している自治体が多いです。市の監査ではなく、委託料を支払って行う外部監査を基本とするという考え方もありますが、やはり各自治体の特殊事情だと思います。また、住民監査請求や住民訴訟を基本としたまちづくりを行うのではなく、逆に、市は健全な財政運営や公正かつ誠実で市民に開かれた市政運営を行うこと、また法令を遵守することをまちづくりの基本として定めることの方が重要だという考え方もあります。

後ほど、皆さんにこれらを規定するべきなのか、ご意見をいただきたいと思います。

【市からの意見 市の定義】

続きまして、同じページの第 2 条の定義の部分です。第 3 号の市の定義の中で、「水道事業管理者」という表現を「水道事業管理者の権限を行う市長」という表現に修正する意見です。この部分については、現在、水道事業管理者の権限を市長が行っているため、今回の提言書の内容をこのような表現に変更させていただきたいと思います。

【市からの意見 市民の役割】

続きまして、2 ページ目をご覧ください。第 6 条の市民の役割の部分です。以前、市長からこの会議に出席して挨拶をお願いしたことがありました。そのときにも市長が言われていたことですが、まちづくりに参加する権利や義務はあるが、そもそも参加しない人達の義務や市民の法令遵守をどのように考えれば良いのかという意見がありました。

そこで、前の表現のように市民が権利を行使する際に責任を果たすという意味合いの表現をさらに進めて、「市民は地域社会を構成する一員としての責務を果たす」という表現を用いて、市民がまちづくりの中で決められたルールを守っていく責任について明らかにしています。

後ほど、皆さんに提言書の修正が必要かどうか、また、この表現で良いかなどについてご意見をいただきたいと思います。

【市からの意見 まちづくり協議会】

続きまして、同じページの第 10 条の、まちづくり協議会の部分です。まちづくり協議会について、活動区域を小学校区単位等と明記しない方が良いという意見と、まちづくり協議会を行政の下請けとして位置付けてしまうことがないよう、「市民が地域の課題について自ら協議し、自らの力で解決していくための組織」であることを明確に表現として加えるという意見です。さらに、第 2 項でも、「まちづくりに関する総合的な協議、連絡、意見調整」という表現を誤って解釈されると、行政が自分たちの下請けとして位置付けてしまう恐れがあることから削除するという意見です。

後ほど、皆さんにご意見をいただきたいと思います。

【市からの意見 市民参画の方法】

続きまして、4 ページ目をご覧ください。第 21 条の市民参画の方法の部分です。第 1 号については、審議会等への市民公募を市民参画の方法として定めていますが、第 22 条で審議会等の委員公募の選考規定はあることから、市民公募という表現を削除した方が良いという意見です。この表現については、前後で違うことを言うのはだめですが、条例の前に書いたから同じことを後ろに書いてはだめということはありません。市民公募を強調するという考えや、第 22 条ではその方法を規定している部分であると解釈するならば、削除しなくても良いと思います。

後ほど、皆さんにご意見をいただきたいと思います。

【市からの意見 住民投票】

続きまして、同じページの第 25 条の住民投票の部分です。

「住民投票の実施条件が抽象的であり、いくらでもその時の首長により解釈され、民意と首長や議会が乖離する危険性がある。このことは、総務省で自治法の改正を検討されている。住民投票を実施しなければならない事項は条文の中に入れ、その実施方法や投票要件等を審議し、適格性等は除外すべきである。」という意見がありました。

以前、住民投票の項目を検討する際に、馬場先生から、燕市でどういう条件であれば住民投票は有効に機能するか議論してほしいとお話がありました。その際に、どのような事案に対して住民投票を行うかについては、具体的な意見はありませんでした。どのような場合に住民投票を行うかをあらかじめ規定しておくことは非常に難しいということだと思います。また、ここに規定することによって、すべての事案を一律の取り扱いにすることの方が、その時点での民意からかけ離れてしまう危険性もあります。

また、グループの意見交換の中で、住民投票に至るまでには、この条例に基づいた対話や意見交換の段階がいくつかあり、議会等で議論され、すでに意見は出尽くしているはずであるという意見が挙げられています。住民投票は、みんなで意見を出し尽くしても、それでも決定できない重要事案に対して行われるべきであるということだと思います。

また、いくらでもその時の首長により解釈される危険性があるという部分については、住民投票の実施に関する事項については、事案を含めてその都度議会の議決を経て条例で定めるという規定になっているので問題ないと思います。

住民投票を実施しなければならない事項をこの条例に規定するかどうか、後ほど、皆さんにご意見をいただきたいと思います。

以上のとおり、前文の修正案と条例の全体像に対する行政側の意見についてご説明を行いました。この後、馬場先生から考え方につきましてご意見をいただき、その後、グループワークに移りたいと思います。

その前に、これまでのご説明で、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

(特になし)

事務局：

それでは、修正案等について、馬場先生からご意見を伺いたいと思います。

【馬場先生の意見】

馬場先生：

皆さん、おはようございます。ついに佳境になってまいりまして、条例の素案も、そろそろまとまりそうな状態です。

今回の提言書は、皆さんが今まで議論してきた、すべての内容についてまとめていくという形になります。現実には、資料として提言書の案をお配りしていますが、そこに掲載されているとおり、これまでいろいろな意見がありました。それらの意見を集約し、そして、すべて載せていくというのが今回、事務局と僕の相談の上での合意でした。これまでの議論をすべて網羅的に載せているという形です。ただし、検討の中で皆さんが言われた意見を集約し、整理し、さらに修正案を考えながら、最後に形として、条例素案の形式としてまとめていると、こういうわけです。

そういう意味で、ここまで検討してきた内容は、提言書を通して行政に対して明らかにされているということです。

そこで、この後の議論についてです。これまでいろいろな議論がありましたが、条例の素案について一段落がついたため、市役所内部に投げかけたところ、いろいろな意見が返ってきました。そのいくつかの論点を先ほど、事務局から説明していただきました。資料を見ていただければ分かるかとおりで、技術的な問題もあれば本質的な問題もあります。

そして、もう一度ここで最後に繰り返して皆さんに伝えなければならないのは、この提言書を出したとしても、100パーセントこの提言書の意見どおりになるかということ、必ずしもそうはならない可能性があるということです。具体的に言えば、例えば議会との関係を考えてときに、市長が議会に提案するわけですが、二つの選択を迫られる場合があります。一つは、議会が条例案に対して反対しても良いと考えて提案するやり方と、もう一つは、皆さんから提出された意見を修正してでも、とりあえず形としてこの条例を通すというやり方があります。大きく分ければということですが、二つのパターンがあり得るということです。

たぶん、市長も、せっかくここまで二年間、皆さんが検討してきたことを無にしたくないと考えたいと思います。通常であれば、少し妥協をしたとしても、議会の承認が得られるような形にすべきではないかと、勝手ではありますが僕は考えています。

そう考えた場合に、提言書に載っているものが必ずしもすべて、100パーセント同じ条例案にならないかもしれません。ただし、ずっと繰り返し言ってきたことですが、ポイントとしては、皆さんが議論した考え方が条例に載るということ、若しくは伝わるということが重要です。条例素案の全体像について、その部分を主にして、もう1回議論をしていただければと思います。

これまで皆さんが検討してきたことは、市の政策過程で言えば、政策の企画立案の部分に参加していくこと、若しくは市民と行政が協働で公共的課題を解決していくということの、まさに端緒となるものであったらと考えております。始まりの部分ですから、とりあえずは皆さんの考え方が伝わっていくことの方が重要だということをご理解いただければありがたいと考えています。

これから検討していただく内容について、個別の点については外部監査、危機管理、用語の定義、住民投票の問題などいろいろ挙がっていますが、これらについては、これまでもお話をしていますので、繰り返しお話しすることは避けたいと思います。もし、ご質問があれば、後ほどお受けしたいと思います。

僕からの説明は以上です。

事務局：

馬場先生ありがとうございました。それでは、馬場先生からご意見をいただきましたが、ご質問があればお願いします。

(特になし)

【グループワーク】

事務局：

それでは、続きまして、これよりグループワークに移らせていただきます。

はじめに、今回のワークショップの進め方についてご説明いたします。

(資料3に基づき説明)

事務局：

それでは、これからグループ別にワークショップを行ってください。よろしくお願いします。

また、資料や進め方などについてご不明な点は、各グループにご説明に行きますので、私か馬場先生にお気軽にお声掛けください。

なお、今回も休憩時間は特に設けませんので、各グループで休憩を取りながら進めていただきたいと思います。

(グループ別に、テーマについてワークショップで意見交換)

【グループ別発表】

事務局：

それでは、これから各グループの意見交換の内容についての発表に移りたいと思います。発表は、グループごとにその場で行っていただきます。

それでは、各グループの発表者の皆さんから発表を行っていただきたいと思います。

【1班の発表】

・前文

全体的に繰り返した表現、おごりのある表現、飾りすぎた表現、過去の話にすぎるような表現は避けた方が良くはないかという意見が挙がっています。

「燕市の特徴」の2段落目の部分ですが、「遠い時代から熱くたぎる情熱を持って築き上げてきた」という表現は立派過ぎるため、「先人たちが築き上げてきた」という簡潔な表現に変更した方が良くないという意見です。

「燕市の特徴」の3段落目の部分ですが、「不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂」という表現も同様に、「燕魂」という簡潔な表現に変更した方が良くないという意見です。

「条例制定の背景」の部分ですが、繰り返しの表現ということで「次の世代、次の時代」という表現を「次の世代」と一つで表現すれば十分ではないかという意見です。

「目指すまちの姿」の部分ですが、「日本一」という表現がありますが、本体は世界一を目指すべきではないかという意見もありましたが、他にない輝くまちを創り上げることが重要ということで「日本一」という表現を削った方が良くないという意見です。

「目的・決意」の部分ですが、「世界と未来に向かって羽ばたく」という表現が飾りすぎで、欲張った表現であることから「世界に向かって羽ばたく」という簡潔な表現に変更した方が良くないという意見です。

・条例素案の全体像

グループとしての新たな修正意見はありませんでした。そこで、市の各課からの意見について検討しました。

「危機管理」「外部監査」の項目については、個別の分野であることから、追加しなくても良

いという意見です。

第2条の「定義」については、修正意見のとおりで合意しました。

第6条の「市民の役割」については、修正案のとおり修正するという意見です。

第10条の「まちづくり協議会」については、修正しても、修正しなくてもどちらでも良いという意見がありましたが、行政側の観点からすると解釈によって誤解を招くかもしれないということで事務局から説明があり、修正案のとおり修正するという意見です。

第21条の「市民参画の方法」については、修正しても、修正しなくてもどちらでも良いという意見がありましたが、市民参画の方法ということで2号以下のバランスを考えると市民公募という表現を削除しない方が良いという意見です。

「住民投票」については、今までの検討経過を踏まえると、本来は住民投票まで実施してほしいという意見であり、非常事態が起きたときの最後の手段として規定しただけという考えからすれば、具体的な規定まではしない方が良いという意見で、原案どおりという意見でまとまりました。

・提言書の体裁

基本的に項目はこれで良いですが、できれば見やすさの観点から、イラストなどがあると雰囲気が変わってくるのではないかという意見がありました。

以上です。

【2班の発表】

・前文

1班と同様、全体的に美辞麗句が多すぎるのではないかとということで、簡潔にまとめた方が良いという意見です。

「その実現のために」の部分ですが、まちづくりの主体は市民であり、それぞれパートナーであるということを端的にまとめた方が良いという意見です。

「目的・決意」の部分ですが、願い趣向という文面にした方が良いのではないかとということで、まちづくりの基本は人づくりであるという言葉が一つも入っていませんし、夢が全くない。今までのことがいろいろ書いてありますが、これから未来に向かっていく夢について載っていないので、そういったことも載せた方が良いという意見です。

・条例素案の全体像

「危機管理」「外部監査」の項目については、条文に入れた方が良いという意見です。危機管理は当然、行政として行う第一のことですので規定した方が良いという意見で、規定内容は上越市の内容で良いという意見です。外部監査も規定した方が良いという意見で、規定内容は新潟市のような内容で良いという意見です。

第10条の「まちづくり協議会」については、掲載するのであればこの修正意見の内容で良いという意見でした。ただし、条文としてまちづくり協議会を掲載する必要があるのか疑問であるという意見もありました。

第21条の「市民参画の方法」については、市民公募については第22条以降にも掲載されているわけですが、あえてこの条から削除する必要はないという意見です。

「住民投票」については、そのままが良いという意見ですが、できれば説明の部分で、燕市住民投票条例を今後求めるという内容を掲載していただければという意見でした。

以上です。

【3班の発表】

・前文

「燕市の特徴」の部分ですが、自慢の万本桜という意見が前回に引き続きキーワードとして挙がりましたが、前文には掲載せずに、今回の修正案のとおりで良いという意見になりました。

2 段落目の部分ですが、「遠い時代から熱くたぎる情熱を持って」という表現が少しくどいのではないかという意見がありました。産業の力強さ強調するという意味合いと、「不死鳥の如くよみがえる」という表現につながる部分であるため、そのままの表現で良いという意見でした。

3 段落目の部分ですが、「東洋一の大工事」という表現が少々古い感じがするという意見がありました。あえてこの表現のままが良いという意見がありました。

「目指すまちの姿」の部分ですが、「誰もが暮らしたい、訪れたいと思える日本一輝くまち」という表現について「日本一」という表現は無理に付けずに、削除した方が良いという意見です。

・ 条例素案の全体像

素案の全体像については新たな修正意見はありませんでしたので、各課からの意見について話し合いました。

「危機管理」「外部監査」の項目については、まちづくりの基本となる条例に無理に載せる必要はないという意見です。

第 2 条の「定義」については、意見はありませんでした。

第 6 条の「市民の役割」については、修正案の方が良いという意見です。権利の主張が多く、責務を果たさない人が多くなってきていることから、あえて言葉にして明示した方が良いという意見です。

第 10 条の「まちづくり協議会」については、小学校区等という明確な表現ではなく「広範な」という表現の方が良いという意見で、修正案の方が柔軟性があるという意見でした。

第 21 条の「市民参画の方法」については、修正案の部分は、市民公募というものを削除すると文章的に伝わりにくくなってしまうという意見から、修正しない方が良いという意見です。

「住民投票」については、そのままが良いという意見です。修正意見で抽象的という意見がありましたが、後々のことを考えると柔軟性があった方が良いという意見です。

以上です。

【4 班の発表】

・ 前文

「燕市の特徴」の 2 段落目の部分ですが、「熱くたぎる情熱を持って」という表現は削除した方が良いという意見です。

「燕市の特徴」の 3 段落目の部分ですが、「東洋一の大工事、大河津分水路を完成させた力強さ、」という表現を「東洋一の大工事、大河津分水路を完成させ、」に変更し、「産業の基盤を築きあげてきた不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂など、」という表現を「産業の基盤を築きあげてきた先人たちの力強さなど、」に変更した方が良いという意見です。

・ 条例素案の全体像

「危機管理」については、必要であるという意見で一致しましたが、提言書に規定するかどうかは他の班の意見もありますので、事務局に一任するという意見です。

第 21 条の「市民参画の方法」については、修正しても、修正しなくてもどちらでも良いという意見がありました。これも他の班の意見もありますので、事務局に一任するという意見です。

「住民投票」については、第 3 項で実施に関し必要な事項は、事案ごとに、その都度市議会の議決を経て、条例で定めるとしているため、具体的な要件については定めなくても良いという意見です。

以上です。

【5 班の発表】

・ 前文

「燕市の特徴」の 2 段落目の部分ですが、「遠い時代から」という表現はスケールが大きすぎるため削除した方が良いという意見です。また、商業、農業という表現が出てくるので、工業と

いう表現を加え、「世界に通じる技を有する工業」と表現を変更するという意見です。

「燕市の特徴」の3段落目の部分ですが、「不死鳥の如くよみがえる」という表現は、地に落ちてから蘇るというとらえ方をされる方もおられると思いますので、この表現を削除した方がよいという意見です。

また、「名僧・良寛の慈愛の心や」という表現を「名僧・良寛の慈愛の心、」に変更した方がよいという意見です。

・条例素案の全体像

「危機管理」「外部監査」の項目については、追加しない方がよいという意見です。

第10条の「まちづくり協議会」については、「地域コミュニティの活動を小学校区等の一定の区域」という表現を残してほしいという意見もありましたが、グループで検討した結果、小学校区等という表現は、この単位となっていないため課題となっているところもあるため、修正意見の方がよいという意見です。また、第2項の中で、「広範な地域の」という表現を「より広範な地域の」という表現にした方がよいという意見です。同じく第2項の中で「及び自治会その他の地域コミュニティ」の中に学校という表現を入れてほしいという意見もありました。これについてもグループで検討した結果、学校については県立もあるということで、条例では県の機関まで規定できないことから、「その他の地域コミュニティを構成する団体等」に当然含まれているものとして、あえて表現しないこととしました。

以上です。

事務局：

各グループの皆さん、たいへんありがとうございました。

今回の発表内容を事務局で整理し、次回の会議で皆さんから確認していただいたうえで条例素案についての市民検討会議としての意見を確定します。

3 意見交換

テーマ まちづくり基本条例市民フォーラムについて

【事務局説明】

それでは、続きまして、これより「まちづくり基本条例市民フォーラムについて」をテーマに意見交換に移らせていただきます。

資料5をご覧ください。この資料は、11月に開催する市民フォーラムの内容について、事務局案を掲載したものです。

初めに予定している内容等についてご説明します。

フォーラムの目的ですが、市長へ提言書を提出するとともに市民検討会議の検討成果を発表し、「まちづくり基本条例」について多くの人から関心を持ってもらうことです。

名称は、仮に「燕市まちづくり基本条例市民フォーラム」としています。

開催日は、平成22年11月13日（土）午前9時30分から正午までの予定です。

会場は吉田公民館3階講堂です。

参加者は、市民検討会議メンバー全員の参加と、市長のほか資料に掲げた皆さんの参加を予定しています。

フォーラムは提言書の提出と提言内容を市民検討会議の皆さんが発表する前半部分と、休憩をはさんで、市長と市民検討会議の皆さんがパネルディスカッションを行う後半部分に分けた二部構成を考えています。

本日配布した資料の提言書をご覧くださいと思います。

フォーラムの前半は、市民の皆さん（代表者1名）から提言書の「はじめに」の部分を読み上げた後、市長に手渡していただきます。

その後、提言書の内容を各グループで分担して発表していただこうと考えています。

フォーラムの後半では、市民検討会議メンバー、馬場先生、市長とのパネルディスカッションを行い、検討に関わった苦労話などを含めながらまちづくりについての意見など、自由に討論していただきたいと思います。

そして最後に、市長挨拶で今後のまちづくりについて市長からお話をしていただきたいと考えています。

そこで、各グループで今回の会議の終了までの時間を利用して、次の項目について話し合っただきたいと思います。

そもそも、このような進め方で良いでしょうか。良いアイデアがあったらご意見をお願いします

例えば、単に提言書の内容を発表したり、パネルディスカッションをしたりするのではなく、前半・後半に分けずに、各グループ別に「前文・目的」「まちづくりの主体」「協働・市民参画」「情報共有」「市政運営・条例の位置付け」などの項目を分担して、グループごとに自由に市長と意見交換していくやり方もあります。

時間配分等に対するご意見等もお願いします。

提言書の内容を発表するとして、どのようにして発表したら良いでしょうか。

例えば、単に条文の内容を説明するだけではなく、条例の必要性や名称、条例素案の考え方を発表することも必要だと思えます。また、提言書も設問形式で記載していますが、以前会議の中で行った旗揚げアンケートのような形で、設問を来場者に投げかけてみるのも良いかもしれません。

提言書の内容を発表するとして、役割分担をどのようにして決めた方が良いでしょうか。

基本的には各グループで発表部分を分担して、さらにグループ内で手分けをして発表していただきたいと考えています。もっと良いアイデアがあればご意見をお願いします。

パネルディスカッションを行うとして、メンバーをどのようにして決めた方が良いでしょうか。

各グループで意見を交換し、私がやりたい、やっても良い、市長にこんなことを聞きたい、市長とこんな討論をしたいという方がいらっしゃったら、各グループの記録係の皆さんは記録しておいてください。

提言書を市長に手渡していただく人をどのようにして決めた方が良いでしょうか。

各グループで意見を交換し、私がやりたい、やっても良いという方がいらっしゃったら、各グループの記録係の皆さんは記録しておいてください。

事務局：

市民フォーラムについて、馬場先生と協議いたしました。市民の皆さんは市長と話す機会や自分たちの意見を発表する機会は少ないことから、ぜひ市民の皆さんから今回のフォーラムで、メインで発表していただきたいという意向です。

それでは、これから各グループの皆さんで話し合いを進めてみてください。

4 その他

事務局：

それでは、次第の4のその他につきまして事務局から連絡事項のご説明を行わせていただきたいと思えます。

次回の会議の開催日程につきまして、本日資料をお配りいたしました「次回会議のお知らせと宿題のお願い」をご覧ください。

次回の開催日ですが、1月後の10月9日(土)午前9時30分から、吉田公民館で開催いたします。

次回の会議が、予定している最後の市民検討会議となりました。そして、今回が最後の宿題に

なります。今日までのご苦勞とご努力に対し、心から感謝申し上げます。

以前、スケジュールでご提示いたしましたとおり、市長への提言書の提出は11月13日(土)を予定しています。

提言書の提出に向け、第16回の会議では提言書の最終確認と市民フォーラムに向けた各グループの役割を確認していきたいと考えています。

つきましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、宿題として本日配布しました『燕市まちづくり基本条例素案に関する提言書』を確認し、修正意見があれば、その内容を考えてきてください。

また、『まちづくり基本条例』の検討に参加した感想などを教えてください。簡単で結構ですのでこの用紙の裏側に記入し、ご提出ください。

なお、次回都合によりご出席できない場合は、様式は問いませんので、修正意見等について、事前に事務局にご提出いただきたいと思います。

5 閉会

事務局：

それでは、閉会予定の時間となりましたので、本日の会議を閉会いたします。

今回も、ふりかえりシートの記入の時間を設けさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。ふりかえりシートは、記入の終わられた方から各グループの進行係までご提出いただき、お帰りいただきたいと思います。

それでは、長時間にわたり御協力をいただき、たいへんありがとうございました。おつかれさまでした。